

2022年4月1日から

「ごみ有料化」 が始まります

市では、更なるごみの減量を進めるため、「ごみ有料化」を導入します。皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

1 ごみ有料化の内容

項目	内容					
開始時期	▷ 2022(令和4)年4月1日から					
排出方法	▷ 有料の指定袋を使用し対象品目を排出					
対象品目	▷ 燃やせるごみ ▷ 燃やせないごみ					
対象外品目 (無料)	▷ 資源物(プラスチック製容器包装類、びん・かん・ペットボトル、廃食用油、金属類(指定8品目)、古紙類、衣類・布類、使用済小型家電(専用の回収ボックスに入るもの)、剪定枝) ▷ 落ち葉・草・枝・幹(『燃やせるごみ』に該当するもの) ▷ 紙おむつ ▷ 家庭用医療器具(ストーマ袋・腹膜透析パック) ▷ 乾電池、蛍光管、水銀式体温計 ▷ ボランティア清掃ごみ(地域清掃及び集積場所の清掃などに伴って排出されるごみ) ※ 対象外品目は、これまでと同様の排出方法となります。					
指定袋の種類等	大きさ	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	
	値段	1枚あたり	¥10	¥20	¥40	¥80
		1セット(10枚)	¥100	¥200	¥400	¥800
	※ 指定袋は、『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』兼用で、10枚1セットでコンビニ・スーパーなどで3月頃から販売します。					

▶ 制度の詳細は、今後実施予定の各種広報や説明会などで順次お知らせしてまいります。

2 ごみ有料化とあわせて「ごみ処理手数料」を改定します

(1) 環境事業センターへ直接持ち込む手数料（直接搬入ごみ処理手数料）

単位	改定前(現在)	改定後(2022年4月1日～)
100kg未満	¥600	¥1,400
100kg	¥1,200	
100kg超	¥1,200に10kg増えるごとに ¥120加算	¥1,400に10kg増えるごとに ¥140加算

※ 環境事業センターの計量は10kg単位です。直接持ち込む際には、指定袋を使用する必要はありません。

(2) 大型ごみ等をご自宅まで収集に伺う手数料（大型ごみ証紙代金）

品目	改定前(現在)	改定後(2022年4月1日～)
大型ごみ1点につき	¥500	¥700
特定大型ごみ1点につき	¥1,000	¥1,400
特定粗大ごみ1点につき	¥500	¥700

▶ 2022年4月1日以降の申し込み分から新料金となります。（2022年3月31日までに申し込んだ分は現行料金です。）改定時期が近くなると混雑が予想されますので、計画的なご利用をお願いいたします。なお、購入済みの証紙の返金はできません。

※ 大型ごみ……一辺の長さが50cmを超え2m以下のもの

※ 特定大型ごみ…指定品目(ソファ・ドレッサー・本棚・食器棚(サイドボード)・ベッド(マットレスは除く)・脚付きマットレス・テーブル・タンス・チェスト・机・クローゼット・鏡台・こたつ)で、一辺の長さが1mを超え2m以下のもの

※ 特定粗大ごみ…収集運搬時に危険性があるもの(ガス調理機器・灯油やガスを燃料とする暖房機器・金属性のチェーン・鉄アレイ)

【お問い合わせ先】

- ▷ ごみ有料化・大型ごみ証紙代金に関すること
資源循環課 ☎ 0467-82-1111(代)
- ▷ 直接搬入ごみ処理手数料に関すること
環境事業センター管理担当 ☎ 0467-58-4299



2022(令和4)年4月1日から「ごみ有料化」が始まります。| 茅ヶ崎市
www.city.chigasaki.kanagawa.jp

分別のお願い

- ・ライターは『燃やせるごみ』、刃物などは紙などに包み“注意”と表示し『燃やせないごみ』、スプレーかんは中身を使い切って穴をあけ『かん』として排出してください。

環境事業センター業務担当 ☎ 0467-57-0200